

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	小池酸素工業株式会社
【英訳名】	KOIKE SANSO KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小池 哲夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都江戸川区西小岩3丁目3番16号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 小池酸素工業株式会社 城北支店 (埼玉県川口市領家三丁目10番19号) 小池酸素工業株式会社 千葉支店 (千葉県市原市八幡海岸通47番地) 小池酸素工業株式会社 京浜支店 (神奈川県川崎市川崎区宮本町8番地15) 小池酸素工業株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市瑞穂区牛巻町12番地9) 小池酸素工業株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市城東区中央二丁目4番15号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長小池哲夫は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会・平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的な枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の整備及び運用状況の評価を行った上で、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関係者への質問、記録の検証等の手続により、整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。全社的な内部統制については、全ての事業拠点を評価の対象といたしました。決算・財務報告に係る業務プロセス及びIT全般統制のうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、金額的及び質的重要性の観点から、重要性が僅少な事業拠点を除く全ての事業拠点を評価の対象といたしました。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の

連結売上高の上位概ね3分の2までの事業拠点

連結消去前売上高の上位概ね3分の2までの事業拠点

たな卸資産の上位概ね3分の2までの事業拠点

により計18事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても個別に評価対象に追加いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成22年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。